

序説

島津又七は、廃藩置県後家老の身分を剥奪され士族となり身分の保証は途中で打ち切られたにも拘わらず様々な事業を手掛け失敗する。しかし、この身分(一所持)は他多い時には20家もあった。明治21年には数家になっているが、仲間はどうしたのか、とても興味があるので前回も島津又七を中心に追ったがはっきりしないままで結論となった。何故か薩摩藩には独断な統治機構である「郷」と言う制度を取り入れていた。しかしこの制度全体に浸透している訳ではなかった。今回は簡潔にまとめて見たい。方法は用語の説明により進行する。

第1章 家格と家禄

1-1 家禄

『幕末の薩摩』によると、城下士の組織は下に様になっていた。

家格	戸数	家禄	分限帳より
一門家	四家	24000	島津若狭
一所持	17戸	300	川上久馬
一所持格	41戸	302	島津頼母
寄合	54戸	262	島津 登
寄合並	10戸	324	伊勢新五郎
無格	2戸		
小番	760戸		
新番	24戸		
御小姓興	3914戸	500	平田靱負(番頭)

左図の9段階に分かれ、この下に郷士、与力があつてこれまでが士族のランクである¹とある。

図 1 明治の家格

家格	戸数
一門家	四家
一所持	21戸
一所持格	41戸
寄合	54戸
寄合並	10戸
小番	760戸
新番	24戸
御小姓興	3094戸
興力	
足輕	
家格と戸数	

城下士

「御一門・一所持・一所持格は家臣団がいた。その家臣団を「家中」²と呼ぶ。」「家中」は武士であっても「陪^{またぎ}臣」としてひどく軽く見られた。「階層の間では厳格な差別があつた。」³とある。御一門から寄合並までが家老になれる家格である。無格から御小姓与迄は「城下士」と呼ばれていた。だから鶴丸城の周りには「大身分」の御一門・一所持・一所持格と「城下士」が居住していた。「城下士」の最下位に、西郷隆盛らの御小姓与⁴がいた事を忘れてはならな

1 幕末の薩摩 P 12
 2 幕末の薩摩 P 13
 3 幕末の薩摩 P 13
 4 幕末の薩摩 P 11

い。しかし、島津又七の生家は、寄合である。しかし、安政 2(1855)年に、永吉島津家に嗣養子に行き家督を相続した。永吉島津家は私領一所持であったので、又七は一所持となった

1-2 家禄

「家禄」とは、今の給の事である。勿論上層程石は高い、又ここで確認しなければいけないのは、御小姓与の家に生まれたら

一生御小姓与であったと言う事だ。余程の目に余るものがない限り上に上がる事など出来なかった。島津又七の場合は一所持となったので、家禄も一緒持の家禄となる。図 2 は、『鹿児島県史料 薩摩藩法令史料集四より』「黎明館調査研究報告 第 13 集」⁵より②⑥⑫⑭⑮⑯⑰は転記である。③～⑭までは家老の直触^{じきぶれ}である。⑮～⑰は、諸役職である。家老直触は、「20種類であり、諸役職は、53種類である」⁶となっている。図の赤字は、島津又七の歩んだ役職である。又七は私領持ちの一所持で若くして出世をして

藩主		石	賄料(人)	分限帳より	
①城代	筆頭				
②家老	三役	2,000	60		三役
③若年寄		5,032		禰寝式部	
④大目付		1,859		樺山左京	
⑤大番頭	小・新番	1,649		島津主水	直触
⑥寺社奉行		180	23		
⑦勘定奉行		255		島津求馬	
⑧御小姓與番頭	6組	1,067		鎌田蔵人	
⑩当番頭		422		新納四郎	
⑪御側御用人		367		本田叡右衛門	
⑫御用人		140	18		
⑬町奉行	上・下西田	136		三原源五左衛門	
⑭御側役		90	15		
⑮長崎付人		75俵	10		
⑯小納戸		48俵	6		
⑰大島代官		40石	6		

図 2 慶応 2 年 3 月の家禄

いる。出世の理由と家禄の違いについて考察する。

第 2 章 城下士と外城士(郷士)

大きな問題は、城下士と郷士(外城士)の差別の問題である。『幕末の薩摩』によると、「郷士を、「^{ひしてへ}1日兵児」と言った。「1日兵児」とは、「田舎の肥タゴぞむらいが!」の意味である」⁷とある。「郷士は唐祇 1 枚よ!」と古老から聞いた。要するに唐祇 1 枚で切り殺してもよい⁸との意味である。伊作郷郷士の禄高別構成をみると、郷士でも城下士より禄高の多い者がいる。始めの頃は「鹿児島衆中」「志布志衆中」「出水衆中」とかで、それぞれが外城名を付けて呼んでいたのに、差別行の問題は明和・安永になって島津重豪が制度化し固

100-50	6高				
50-20	18	高			
20-10	13		屋敷持	無屋敷	合計
10-1	68	1才	14高	26高	40高
1-0.1	57	1合以	16	14	30
0.1石未満	170	1升以	13	23	35
合計	332	合計	43	62	105

図 3 伊作郷郷士の禄高別構成

⁵ 黎明館調査研究報告 第 13 集 P 30

⁶ 同上 P 30

⁷ 幕末の薩摩 P 13

⁸ 幕末の薩摩 P 13

定化した結果である」⁹とある。

第3章 永吉島津家家格と家禄

永吉島津家は、日置郡の永吉村（日置市吹上町永吉）である。図4は、島津主殿（又七）の私領である。文政11（1828）年¹⁰は、又七が家督を継ぐ前である。安政2（1855）年に28歳で嗣養子に家督相続した。又七は文政10（1827）年に誕生しているの、29年前のデータである。又寛政12（1800）年のデータでは、図5¹¹になる。28年前と石はほとんど変わっていないと言う事である。特質は「家中」がなくなった。文政11年にあった421人の930石が、寛政12年には空白になった。「所領設定からみた薩摩藩地方知行の地域構造」によると図1の「薩藩政要録 文政期を用いた図は、永吉-島津氏-私領地」¹²となっている。図2によると、「1744（延享元年）年～幕末は、浦町」¹³とある。「薩摩藩における郷と城下町」によると、表1 薩摩藩における郷の特徴として、『薩摩政要録』と秀村選三編『薩摩藩の基礎構造』、『鹿児島県史 第二巻』より作成されたものによると、「薩摩国 日置郡 永吉 私領地 郷士数 889人 石高 2382石 村 1」¹⁴となっている。「家中」から「郷士」になっている。一所持の家臣であれば「家中」であり、「郷士」になると「外城士」になる。そこで、『薩摩藩による一考察』によると、表1では、

家中土惣人数	829人
家中土惣人躰	421人
所惣高	2382石
家中高	930石8斗7升4合3勺2才
寺社高	内107石3斗5升2合7勺
壺ヶ村	永吉村
用夫	245人
浦用夫	14人

図4 島津主殿私領（文政11）1828年

蔵入も給地もないのである。「薩摩藩の石高は、蔵入と給地に大別され、給地は、鹿児島高と所高（外城高）に大別される。鹿児島高は、鹿児島城下士に知行として給せられる。一門・一所持等の上層家臣の給地高も含む、所高は郷士に給せられる」¹⁵とある。図6で永吉は、

高	2319石5斗5升9合9勺2才
総廻り	7里7町7間
	永吉村
家中	空白
狩夫	199人

図5 寛政12（1800）年永吉

蔵入も給地もないという事はということだろうか。『薩摩藩における郷と城下町』によると、「高山郷の史料により検証すると給地の所

郷	村数	高頭(A)	蔵入(B)	給地	備考	B/A
永吉	1	2363			私領	100%
吉利	1	2081			私領	100%
日置	3	3162			私領	100%

図6 永吉の蔵入と給地

⁹ 幕末の薩摩 P17

¹⁰ 鹿児島県史 1 薩藩政要録 5 第4集薩藩政要録 3 P142

¹¹ 鹿児島県史料集(23) 新修葺鹿児島藩領国・郡・郷・村・浦・町・附 上巻 P60

¹² 所領設定からみた薩摩藩地方知行の地域構造 P71

¹³ 所領設定からみた薩摩藩地方知行の地域構造 P72

¹⁴ 薩摩藩における郷と城下町 P42

¹⁵ 薩摩藩における郷と城下町 P23

在は、島津の領主が其々持っていて、島津主殿も 37 石余、父家老

領主	給地	石高
島津主殿殿	川添門	37.02余
島津 登殿	福ヶ谷	20.4余
島津 登殿	荒平門	20.4余
島津 登殿	上片野門	20.3余
島津 登殿	今市門	20.9余

図 8 高山郷の給地の領主

島津登は、合計で 80 石余持っている」¹⁶事が解かった。そこで薩摩藩の「地方知行制」の事を説明する前に薩摩藩の土地の所領区分について説明すると、薩摩藩は、領内を 112 区画で鹿児島・私領地・大隅・中郷・小郷と区別しそれぞれに「地頭假屋」を置きその周囲を「麓」と言い武士集団を作った。このしくみが、「外城制度」¹⁷である。「外城制度」は、薩摩藩独特のもので、年貢は隅々まで行き届いていたので、既に完成されたシステムであった。「土地は国有で、農民に私有は許されなかった」¹⁸とある。そして「門を単位として耕地が配当され、年貢（八割）賦役が賦課された」とある。農民に強制的に耕作をさせていたのである。又知行も直接に門から徴収する仕組み」¹⁹であった。これを「地方知行」と呼ぶ。

島津登は、合計で 80 石余持っている」¹⁶事が解かった。そこで薩摩藩の「地方知行制」の事を説明する前に薩摩藩の土地の所領区分について説明すると、薩摩藩は、領内を 112 区画で鹿児島・私領地・大隅・中郷・小郷と区別しそれぞれに

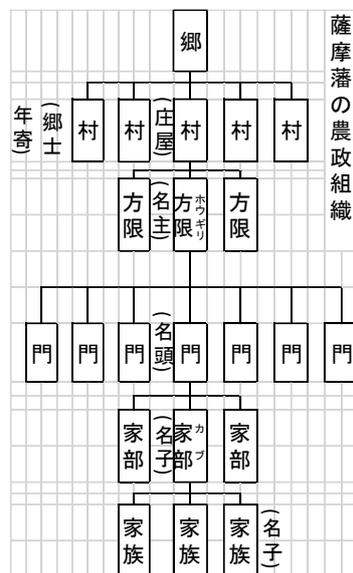


図 7 薩摩の農政組織

3-1 又七と給高

『吹上郷土史 2 通史篇』によると、「江戸時代には、永吉郷には 56 門があった。門の長を「名頭」と言い、門内の他の百姓を「名子」と呼び家族も同然であった。そして全ての責任は「名頭」が負う事になっていた。「名頭」は世襲制で、経済的には「郷中士」である。その上の「庄屋」は政治を永吉島津家領主より 1 名任命され、仕事は「門」百姓を管理し面倒をみることである」²⁰とある。又「門」よりの上納米を保管し領主に渡し、領主からの達を「門」に伝える。村の行事等は中心的な役割を果たしていた。永吉島津家では 4 つの「庄屋」があり名主が 1 人選ばれ世襲ではなかった。一定期間任用され「庄屋」の命令や指示を総代役が務める「方限」へ布令すること」²¹である。「庄屋」は、領主から与えられる家禄の他に役高があった。このようなシステムの中で百姓は、八割年貢である。

3-2 永吉島津家領主又七の家禄

¹⁶ 薩摩藩における郷と城下町 P28~37

¹⁷ 所領設定からみた薩摩藩地方知行の地域構造 P70

¹⁸ 幕末の薩摩 P141 図8はP141図より

¹⁹ 幕末の薩摩 P141

²⁰ 吹上町郷土史 2 通史篇 P87

²¹ 吹上町郷土史 2 通史篇 P87

私領永吉島家の年貢の仕組みの要約を図にしてみると図9になる。説明すると薩摩藩独自の「門割制度」がある。日置郷永吉村は、1門であり、他の門は、20～30

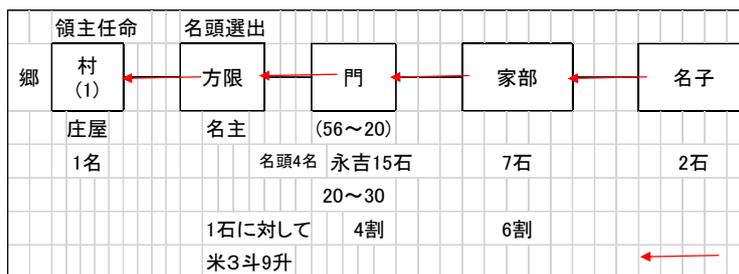


図9 永吉郷年貢の流れ (自作)

石を1門としていた²²が、15石で1門であった²³。門は多い時で56～20まで減少した。門は1石に対して米3升9升納める。名子はたいして4割納めた。そのような基準で計算すると永吉郷高は、一番多い時には、56門×30石=1680石 一番少ない時は20門×15石=300石である。正徳3年(1713)年 838石とある。又文政9(1826)年 930石とある。

永吉郷石高は、「蔵入36%、給地高59%、(高46%、所給高12%)」²⁴である。300石÷36%=833石となるので正徳3(1713)年と文政9

(1826)年は妥当であろう。島津又七領主には、図9の基準に従えば、1石=10斗=100升=1000合であるので、833石の場合は、領主は324石となる。又七は、私領一所持であったので、鹿児島給地からも給がある。郷士は12%に過ぎなかつた。特質すべきは「私領主が本領以外の田郷に相当規模の所領を持ったことはである」²⁵とある。永吉郷高は増加に傾向にあり慶応には、正徳3(1703)年約2倍になっている。

年代	永吉郷高	家中高	家中士	総人口
A寛永16年(1639)				
B正徳3年(1713)	2237	838		
C延享期(1744~)	1219			
D寛政215年(1800.)	2329			199
E文政9年(1826)	2382	930		
F文政11年(1828)	2382		421	829
G天保期(1830~)	3475			
H天保11年(1840)	4412			
I嘉永5年(1852)	3506			
J嘉永6年(1853)				
K慶應元年(1868)				
L慶應4年(1868)	4474			

A:島津家列朝制度 B:要集抄 C:三州御治世要覧D:鹿児島史料(23)P60 E:薩藩政要録 F:鹿児島史料1P142 G:天保郷帳 H:薩用名鑑完 I:島津家臣団系図集 J:「御飯屋日記」 K:薩陽武艦 L:「噯所日記」

図10 永吉島津家石高

。又七の身分職制と関係があると推測する。と言うのは土地は、土地の地目、門高、浮免、均地、永作、溝下見掛、大山野がある。

土地の所有と耕作に関して、図11では所

地目	種類	内容	貢租税徴収権	所有○□		耕作×△	
				藩	武士	百姓	武士
門高	蔵入高	本田畑・公役	○	○		○	
	給地				○	○	
	所高				○	○	
浮免		本田畑一部仕明浮免・公役免除		○		△	
かけ地		仕明地		○		△	
永作		原野・藪沢		○		△	
溝下見掛			○		△		
大山野			○		△		

図10 土地の種類と税 (21)

²² 鹿児島県の歴史 P174

²³ 吹上町郷土史2 通史篇 P87

²⁴ 薩摩藩における給地の一考察 P27 表2を参考にして

²⁵ 薩摩藩における給地の一考察 P40

有は藩と武士で、耕作は百姓で、税は藩武士が徴収する「百姓の年貢は9割前後、公役は月に”365”日であった」²⁶とある。

第4章 又七の家格と家禄

島津又七は、永吉島津家に嗣養子から家督を継ぐと家督相続28歳～41歳迄に薩摩藩のトップ三役になった。図12より安政4年30歳83石給高である。現在の「お金」に換算すると1石は米150kgである。米10kgは5,000円である。1石は、5,000円×150kg÷10kgで、75,000円となるので、75,000円×83石は622万円となる。現在の鹿児島県の初任給は大学卒で19万円なのでボーナスを入れて約300万円である。又七28歳は2倍あった。様々な要因を考慮すると多い少ないは解らないが、百姓にとってはとても裕福な羨ましい限りであろう。家格の違いが人生を決めていたと言っても過言ではない。この制度に於いて又七は重役へと上り詰めたのであろうか、「永吉文書」の解説も必要である。29歳の御用人140石と、家老の2000石も不自然である。このような事が起こるのは1の門に「蔵入」と「給地」が入り込んでいて「複雑になっていた」²⁷ことにある。

年	年齢	役職	給料(石)
	28	御小納戸	48俵=48石
安政3年	29	御用人	140
安政4年	30	江戸詰	83
文久2年	35	御側役	90
文久3年	36	地頭代	
元治元年	37	大番頭	269(山岡右京)
元治元年	37	大目付	1859(樺山左京)
元治元年	37	議政所掛	
元治元年	37	副総督	
慶応元年	38	宗門方掛	180
明治元年	41	家老	5256
黒字:永吉島津家文書			
青地:家中諸役			
赤字:分限帳			

図11 島津又七略歴

第5章 結論

永吉島津家領主島津又七は、図11の如く東京大学史料編纂所「永吉文庫」に残されている史料を整理すると凄まじき人生の前半である事が解かる。「明治維新という『革命』が背景にあったからこそ可能だった改革である」²⁸とあるので、「明治革命」を垣間見るようである。若者が地位と金と権力を持った時にはこうなると言う事を実に見事に語っている。又七は維新の中心人物ではない。しかしだ、時代の流れはもうどうすることもなく動いていたのであろう。中心人物は中央へ行き地元で裕福な暮らしをしていた上層身分の者は、利用された。しかし、利用されなかったものが大勢いる。俗に地方族の連中である。そこには城下士や郷土などなくあるのは、武力である。武力の強い者が出世をしたのである。しかし又七はそうではなかった。又七は若くして藩の三役迄一気に登ったが降りる場所を知らなかった。

²⁶ 鹿児島県の歴史 P175

²⁷ 薩摩藩における給地の一考察 P39

²⁸ 秩禄処分 Pii

武力の強い元家来どもから降り方を教えてもらい維新後は人生を送る事となった。

第6章 小括

島津又七は、家老の立場であった事は事実である。藩の家老と言えれば三役で「物・金・人」に対して敏感であった筈である。何故ならば薩摩は特に上下関係は厳しかった。そこで島津又七が、之迄やり取り「永吉文書」を解説していく必要がある。誰が又七に辞令を出したかを調べると

	又七宛へ	年月	誰から	何の	役職
6	小納戸申達書 島津久壽宛	○年正月十二日			島津主殿・御小納戸
22	辞令 島津久壽宛	○年正月	伯耆	辞令	大始良地頭
25	辞令 島津久壽宛	○年正月	但馬	辞令	串本野地頭
32	辞令 島津久壽宛	○年八月	下總	辞令	当番頭・奏者番兼務
30	辞令 島津久壽宛	安政三年八月	伯耆	辞令	御用人勤務・奏者番兼務
15	家老新納駿河(久仰)達 島津久壽宛	安政四年六月	(嶋津主殿)	江戸詰	江戸詰申渡(八拾貳石8斗壹升三合)
33	辞令 島津久壽宛	文久二年十二月	式部	辞令	御側役動
12	家老島津大藏(久徴)達 島津久壽宛	文久三年正月	(島津主殿)	地頭代	久光公上京中其他地頭代被令ノ件 伊集院・隈之城・阿久根・出水
28	辞令 島津久壽宛	元治元年正月	帯刀	辞令	二本松邸 大番頭
27	辞令 島津久壽宛	元治元年五月	摂津	辞令	大目付
26	辞令 島津久壽宛	元治元年六月	龍衛	辞令	議政所掛
24	辞令 島津久壽宛	元治元年六月	式部	辞令	一棟惣物主任命等ノ件
23	辞令 島津久壽宛	元治元年十月	摂津	辞令	一棟惣物主罷免等ノ件(御免)
31	辞令 島津久壽宛	慶応元年五月	桂久武(右衛門)		宗門方掛(宗門取締)

図 12 又七への辞令 (永吉文庫一部)

参考文献

1. 森田浩司. 薩摩藩における郷と城下町. 出版地不明 : 関西大学大学院文学研究科・博士課程後期課程.
2. 山下正盛. 永吉(村)郷土史. 出版地不明 : 永吉南郷会, 2005.4.
3. 原口虎雄. 鹿児島県の歴史. 昭和48年10月1日.
4. -. 幕末の薩摩一悲劇の改革者、調所笑左エ門一. 昭和41年4月20日.
5. 奥田哲史. 薩摩一所持の支配形態. 出版地不明 : 鹿児島史学 第7号~12号, 1959-1965.
6. 大矢野 栄次. 薩摩藩の財政改革と調所広郷. 出版地不明 : 久留米大学 経済社会研究 第58巻 第1・2合併号, 2018年6月.
7. 秀村選三. 薩摩藩における給地の一考察. 1968.4.1.
8. 鹿児島県. 鹿児島県史料(23)薩摩藩領・国・郡・村・浦・町・附 上巻. 58.3.
9. -. 鹿児島県史料1 薩摩政要五 第4集薩藩政要録-3. 1828年.
10. 山田竜男. 明治絶対主義の基礎課程. 出版地不明 : 御茶の水書房, 1962年.
11. 吉満庄司. 黎明館調査研究報告書 第13集.

12. 矢野正浩. 所領設定からみた薩摩藩地方知行の地域構造. 出版地不明：筑波大学「薩摩藩における局地的中心集落-大隅国始良郡蒲生を中心として-, 1982年.
13. 落合弘樹. 秩禄処分. 出版地不明：中央公論, 1999年12月20日.
14. 原口虎雄. 薩州島津家分限帳. 青潮社歴史選書3, 昭和59年10月1日

<追記>

『薩州島津家分限帳』の説明を原口虎雄先生のお言葉を拝借してここに記載しておきたい。何故なら余りにも薩摩の荒唐無稽振りが伺われ、逆に77万石の雄藩であった事を垣間見る事が出来るからであり、信憑性には些か疑問がある。「島津三郎の37万石とはひどい」「北郷作左衛門は高35640石、薩州平佐8207石の領主であろうが大違い。島津弾正も大違いで全面的にひどい話であり、家中に全く存在しない人物が多い。琉球国勇士をずらりと並べてあるのはいかにも日本南門の雄藩的特色である。²⁹『日本史辞典』によれば、分限帳とは、「戦国時代以降、大名がつくった家臣の名簿。家臣の家格に応じてその所領・扶持高などをしるしてあるので、大名の家臣団構成を知るに便利である。多数現存しているが、(中略)分限帳には後世の偽物が多い。」とある。特に薩摩の場合は従来から多くのナゾにまつまられたままである。原口先生の御研究になる貴重な『薩藩武艦』が、この後に日の目を見る事によって解明され、いわば他国の肥後からでてきた『薩州島津家分限帳』なども、比較対象の資料として一層意味を持つものとおもわれる。」青潮社の高野和人氏はあとがきに記載している。³⁰

²⁹ 薩州島津家分限帳 P8 解説より

³⁰ 薩州島津家分限帳 P108 あとがきより